

【2021年7月21日発行】

---

■ 厚労省人事労務マガジン／特集第187号 ■

---

---

▽▼厚労省人事労務マガジン編集部からのお知らせ▲△

---

国民の皆さん、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、日々ご協力いただき、ありがとうございます。皆さまご自身を守るため、そして、大切な人を守るため、引き続き、こまめな手洗いや換気、マスクの着用、3密（密集、密閉、密接）を避ける行動へのご協力をお願いします。

また、厚生労働省は、新型コロナワクチンに対するさまざまな疑問や不安を持たれている国民の皆さんに向けて、分かりやすい情報をお届けするための特設サイト「新型コロナワクチンQ&A」を公開しているので、ぜひご覧ください。

<https://www.cov19-vaccine.mhlw.go.jp/qa/>

・政府の対策、国内の発生状況、働く人や経営者への支援などはこれら。

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

【目次】

1. 9月以降の雇用調整助成金の特例措置等について
2. 英語版SNS開設のお知らせ
3. 職場における熱中症予防対策を徹底しましょう！
4. 「令和3年版 労働経済の分析」（労働経済白書）を公表しました  
～テーマは「新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響」～
5. 「技術革新（AI等）が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会」の報告書をとりまとめました。
6. 全国労働衛生週間を10月に実施します  
～今年のスローガンは「向き合おう！こころとからだの健康管理」～
7. パートタイム・有期雇用労働法への対応はお済みですか？  
～職務分析・職務評価を活用したコンサルティングサービスのご案内（無料）～
8. 事前予告：8月2日（月）から「過重労働解消のためのセミナー」の参加者を募集します（参加無料）～オンラインセミナーを9月から開催～
9. 各地で開催される「在籍型出向」についてのセミナーなどの情報をホーム

ページにまとめました【再掲】

10. 外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

～外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールを作成～【再掲】

11. 「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました  
【再掲】

12. 「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）

～8月18日にオンラインで開催します（第4回）～【再掲】

13. 「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています  
（参加無料）【再掲】

14. 「労働契約等解説セミナー2021」を、オンラインで開催しています（参加  
無料）【再掲】

---

#### 【トピック1】9月以降の雇用調整助成金の特例措置等について

---

（注）以下は、事業主の皆様に政府としての方針を表明したものです。施行にあたっては厚生労働省令の改正等が必要であり、現時点での予定となります。

新型コロナウイルス感染症に係る雇用調整助成金・緊急雇用安定助成金、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金の特例措置については、今般、緊急事態措置区域として東京都が追加されるとともに、埼玉県、千葉県、神奈川県及び大阪府においてまん延防止等重点措置を実施すべき期間が延長されたこと等を踏まえ、8月末までとしている現在の助成内容を9月末まで継続することとする予定です（別紙）。

10月以降の助成内容については、雇用情勢を踏まえながら検討し、改めてお知らせします。

別紙 [PDF形式：120KB]

<https://www.mhlw.go.jp/content/11603000/000803623.pdf>

参考1 雇用調整助成金（新型コロナウイルス感染症の影響に伴う特例）

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html)

コールセンター 0120-60-3999 受付時間 9:00～21:00 土日・祝日含む

参考2 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金

<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html>

コールセンター 0120-221-276 受付時間 月～金 8:30～20:00/土日祝 8:30～17:15

---

## 【トピック 2】英語版SNS開設のお知らせ

---

厚生労働省は、新型コロナウイルス感染症に関する情報の英語発信を強化しています。その一環として、英語版SNS（Twitter、Facebook）を新たに開設しました。コロナワクチンや変異株、感染拡大防止に関する啓発資料など、皆さまに知りたい情報を英語で発信しています。ぜひフォローしてください。

### 【詳細はこちら】

■Twitter @MHLWitter\_en

[https://twitter.com/mhlwitter\\_en](https://twitter.com/mhlwitter_en)

■Facebook <https://facebook.com/Mhlw.Japan.en>

なお、新型コロナウイルス感染症に関する英語での情報は、下記の厚生労働省ホームページでも随時発信しています。こちらもぜひご覧ください。

■Novel Coronavirus(COVID-19)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00079.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00079.html)

---

## 【トピック 3】職場における熱中症予防対策を徹底しましょう！

---

厚生労働省では、職場における熱中症予防対策を徹底するため、労働災害防止団体などと連携し、5月から9月まで、「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を実施しています。また、7月を重点取組期間としています。

梅雨明けなど、急激に気温が上昇した際や、休み明けは熱への慣れが低下し、例年熱中症が多発しています。

職場における熱中症ポータルサイトにおいて、令和3年度オンライン講習動画を公開しています。専門講師が分かりやすく解説しておりますので、皆さまの職場でも、積極的にご活用いただき、熱中症による労働災害を防止しましょう。

### 【詳細はこちら】

■熱中症ポータルサイト「学ぼう！備えよう！職場の仲間を守ろう！職場における熱中症予防情報」

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/>

■令和3年度オンライン講習動画はこちら

<https://neccyusho.mhlw.go.jp/study2021/>

---

【トピック4】「令和3年版 労働経済の分析」（労働経済白書）を公表しました  
～テーマは「新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響」～

---

厚生労働省は、7月16日に「令和3年版 労働経済の分析」（以下、「労働経済白書」）を公表しました。「労働経済白書」は、雇用、労働時間などの現状や課題について、統計データを活用して分析する厚生労働省の報告書です。

今回の白書では、新型コロナウイルス感染症が雇用・労働に及ぼした影響について、さまざまな観点から分析を行いました。

企業の人事労務管理に有益な情報も盛り込まれていますので、ぜひご活用ください。

#### ■白書の主なポイント

- ・新型コロナウイルス感染症の感染拡大による雇用への影響は、「宿泊業、飲食サービス業」をはじめとした産業を中心に、女性の非正規雇用労働者などで大きかつたが、特例を講じた雇用調整助成金等などにより2020年4～10月の完全失業率は2.6%ポイント程度抑制されたと見込まれる。
- ・働き方改革の進展を背景として、2019年には、月間総実労働時間や長時間労働者が減少、年次休暇の取得率が上昇。2020年には、パートタイム労働者の特別給与が増加。
- ・医療や介護など、感染拡大下においても業務の継続が不可欠な分野で働く方々が意欲を持ち充実した形で働き続けるために、感染防止対策、人員体制の強化、柔軟な働き方の実施などの取り組みが重要（労使双方へのアンケート調査を用いた分析）。
- ・テレワークの定着のためには、企業によるマネジメント上の工夫や、テレワーク時の環境の整備などの取り組みが重要（労使双方へのアンケート調査を用いた分析）。

【白書に関する詳細はこちら】

「令和3年版 労働経済の分析」を公表します  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19846.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19846.html)

---

【トピック5】「技術革新（AI等）が進展する中での労使コミュニケーションに関する検討会」の報告書をとりまとめました。

---

厚生労働省は、6月22日に開催した第12回「技術革新（AI等※）が進展する中の労使コミュニケーションに関する検討会」の報告書をとりまとめましたので、お知らせします。

※「AI等」とは、AI、IoT、ビッグデータ、ロボットなどのこと。

厚生労働省では、令和元年12月から令和3年6月にかけて、12回にわたりこの検討会を開催し、AI等の技術革新が進展する中の労使間のコミュニケーションの実態や課題の把握、るべき対応について、企業労使をはじめとする有識者のヒアリングを含め、検討を重ねてきました。

報告書の別添に、新技術導入時等における企業や労働組合の労使コミュニケーションの具体的な取組事例をまとめた「取組事例集」を付けており、各企業の人事・労務管理をご担当されている皆様にも参考いただける内容となっております。いずれも下記ホームページからご覧いただけますので、ぜひご一読ください。

#### 【報告書の詳細はこちら】

技術革新（AI等）が進展する中の労使コミュニケーションに関する検討会  
報告書  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19420.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19420.html)

---

【トピック6】全国労働衛生週間を10月に実施します  
～今年のスローガンは「向き合おう！こころとからだの健康管理」～

---

厚生労働省は、10月1日（金）から7日（木）まで、「全国労働衛生週間」、9月を「準備期間」として、さまざまな啓発活動などを行います。

全国労働衛生週間は、働く方の健康維持や職場環境の改善などの労働衛生に関する国民の意識を高め、職場での自主的な労働衛生活動を促すことを目的としていて、今年で72回目を迎えます。

今年は、「向き合おう！こころとからだの健康管理」をスローガンに、運動を開することとしています。

また今年は、全国労働衛生週間に職場における新型コロナウイルス感染症の拡大防止に取り組む事業場が活用しやすいよう、「うつらぬうつさぬルールとともにみんなで守る健康職場」を副スローガンとして定めています。

全国労働衛生週間を活用し、長時間労働による健康障害やメンタルヘルス不調の防止、職場における新型コロナウイルス感染症の予防対策、治療と仕事の両立支援、化学物質に関するリスクアセスメント実施など、この機会に職場の労働衛生活動について総点検するなど、これらの課題に取り組んでいただくようお願いします。

なお今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、“3つの密”（密閉、密集、密接）を避けつつ、本週間の活動を実施していただきますよう、あわせてお願いします。

#### 【詳細はこちら】

令和3年度全国労働衛生週間実施要綱

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_19768.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_19768.html)

---

【トピック7】パートタイム・有期雇用労働法への対応はお済みですか？  
～職務分析・職務評価を活用したコンサルティングサービスのご案内（無料）～

---

厚生労働省は、パートタイム・有期雇用労働法の対応に向けて、基本給の点検・検討でお悩みのある企業や、職務評価に関心のある企業の取り組みなどを支援するため、職務分析・職務評価を活用したコンサルティングサービスを希望する企業を募集しています。【利用無料】

令和3年4月1日にパートタイム・有期雇用労働法が全面施行となりました。正社員とパートタイム労働者・有期雇用労働者との間の基本給に関する均等・均衡待遇の状況を確認してみませんか。職務分析・職務評価の専門知識を持った職務評価コンサルタントが全国どの企業にも無料でお伺いします。今年度は新型コロナウイルス感染症対策の観点から、原則Web会議形式によるオンラインでの実施を予定しています。

#### [コンサルティングサービスで実現可能なこと]

- ・職務（仕事）の棚卸し

- ・職務評価の実施
  - ・均等・均衡待遇の状況チェック
  - ・パートタイム労働者・有期雇用労働者に関する等級制度・賃金制度の設計（見直し）方針の作成
- ※1社あたり3～6回程度の訪問支援を実施します  
※訪問日時は企業のご都合に合わせます

#### 【お申し込みなど詳細はこちら】

職務分析・職務評価コンサルタント育成事業 特設サイト

<https://shokumu-hyoka.jp/>

※「企業担当者向け」ページの「支援サービス紹介」ページより、ユーザー登録の上、お申し込みができます

#### 【お問い合わせ】

PwC コンサルティング合同会社 職務分析・職務評価コンサルタント育成事業事務局（委託先）

##### ■東日本

E-mail [jp\\_cons\\_mhlw\\_syokumu\\_east@pwc.com](mailto:jp_cons_mhlw_syokumu_east@pwc.com)

電話 03(6869) 2015

##### ■西日本

E-mail [jp\\_cons\\_mhlw\\_syokumu\\_west@pwc.com](mailto:jp_cons_mhlw_syokumu_west@pwc.com)

電話 03(6869) 5037

---

【トピック8】事前予告：8月2日（月）から「過重労働解消のためのセミナー」の参加者を募集します（参加無料）～オンラインセミナーを9月から開催～

---

厚生労働省は、「働きなくなる、働き方へ」の実現に向けて、健康的に働く職場づくりを本気で実現したいと考える企業の経営者や労務担当者をサポートするために、「過重労働解消のためのセミナー」をオンラインで開催します。【事前申込制・参加無料】8月2日（月）より特設HPがオープンし、参加者の募集が開始しますので、奮ってご応募ください。

このセミナーでは、過重労働解消のポイント、働く人びとの満足度や生産性・効率性の向上に役立つたくさんのヒントや企業の好事例をご紹介します。

事業主や人事労務担当者をはじめ、どなたでも参加できますので、ご関心をお持ち

の方は、ぜひご参加ください。参考となる企業事例を掲載したテキストを無料進呈します。

#### 【開催】

9月1日（水）～12月15日（水） 13:30～16:00（全60回）

※一部、会場開催を予定

※定員は各回100人

#### 【主な内容】

- ・「過重労働」の現状と企業経営に与える影響
- ・知っておくべき労働時間などに関する基準
- ・対策に必要な「関連法令」、裁判事例
- ・職場のパワーハラスメント対策
- ・実施すべき取り組みと防止対策の具体例 など

#### 【その他】

企業内での管理職研修や社員教育の一環としても活用できる「個別セミナー」のご相談も受け付けています。運営事務局宛てにメールでご連絡ください。

#### 【お申し込み、詳細はこちら】

8月2日（月）より、特設HPがオープンし、応募の受付が開始します。

そのため、特設HPへは8月2日（月）からアクセスできるようになります。

<https://kajyu-kaisyou-lec.com>

#### 【お問い合わせ】

厚生労働省委託事業「過重労働解消のためのセミナー運営事務局」

（株式会社東京リーガルマインド内）

〒164-0001 東京都中野区中野4-11-10 アーバンネット中野ビル

電話 03（5913）6085（平日10:00～17:00）

Fax 03（5913）6409

E-mail [kaju-seminar@lec.co.jp](mailto:kaju-seminar@lec.co.jp)

担当 市川裕士・岸雅子

---

【トピック9】各地で開催される「在籍型出向」についてのセミナーなどの情報をホームページにまとめました【再掲】

---

厚生労働省では、新型コロナウイルス感染症の影響で一時的な事業縮小を行う事業主が、在籍型出向を活用して労働者の雇用を守る取り組みを支援しています。

在籍型出向の仕組みや留意点などをより多くの方に知っていただくため、各地で開催されるセミナーや相談会などの情報を厚生労働省ホームページにまとめましたので、ご覧ください。

在籍型出向の一例としては、以下のようなメリットがあげられます。この機会にぜひご検討ください。

- ・出向元企業のメリット：自社にとって必要な技術・ノウハウを持つ労働者について、業績が回復するまでの間、雇用を守ることができる。
- ・出向先企業のメリット：人材の確保の手段として、在籍型出向という選択肢が一つ加わるとともに、他企業から従業員を受け入れることで、職場の活性化や生産性の向上が期待できる。
- ・出向する労働者のメリット：雇用が守られるほか、新たな業種や異なる職場文化において働く経験を積むことにより、職業能力の向上が期待できる。

#### 【在籍型出向制度のセミナーなどの情報はこちら】

##### 在籍型出向支援

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page06\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page06_00001.html)

---

#### 【トピック 10】外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りですか？ ～外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールを作成～【再掲】

---

厚生労働省は、外国人労働者の人事・労務に役立つ3つの支援ツールを作成しました。企業の人事・労務に関する多言語説明やお困りごとの背景にある文化ギャップを埋めることにお役立てください。

外国人の方から「最初に聞いた給料と振り込まれている金額が違うのは何で？」や「8時が始業なので、8時ちょうどに会社に来ればよいのでは。」といった人事

- ・労務に関するさまざまな質問・要望を受けることはありませんか？

私たちが「当然だ」と思っている日本の法制度や雇用慣行は、外国人の方にとって馴染みのないものかも知れません。

私たちの文化や制度を外国人の方が知らないことは悪いことではありません。

外国人の方の悩みの背景を知り、働きやすい職場を一緒に作っていくことが大切です。そのためには、外国人の方の母国語ややさしい日本語を使いながら、「なぜ職場のルールがそうなっているのか」という理由や背景も含めて説明し、理解を深めてもらうことが重要です。

新たに作成した支援ツールは、以下の3つです。

#### [支援ツール]

##### ①外国人社員と働く職場の労務管理に使えるポイント・例文集

～日本人社員、外国人社員ともに働きやすい職場をつくるために～

##### ②雇用管理に役立つ多言語用語集

##### ③モデル就業規則やさしい日本語版

#### 【詳細はこちら】

「外国人の方に人事・労務を説明する際にお困りではないですか？

～外国人労働者的人事・労務に関する3つの支援ツールを作成しました～」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/tagengoyougosyu.html)

---

#### 【トピック11】「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました【再掲】

---

厚生労働省は、企業が円滑に無期転換ルールに対応できるよう、演習を交えながら必要な取り組みについて解説した「無期転換ルールに対応するための取組支援ワークブック」を作成しました。

このワークブックでは、無期転換ルールへの対応手順を8つのステップに分けて解説しています。企業で社内制度を検討する際に、付属のワークシートを用いて、実際に演習することができます。無期転換ルールに対応した社内制度の整備にぜひご活用ください。

#### 【ワークブックの詳細はこちら】

事業主・人事労務担当者向け導入支援策

<https://muki.mhlw.go.jp/business/policy/#workbook>

※上記サイトの「導入支援策」の2に掲載しています

---

**【トピック 12】「テレワークセミナー」の参加者募集中！（参加無料）  
～8月18日にオンラインで開催します（第4回）～【再掲】**

---

テレワークは、パソコンやインターネットといった情報通信技術（ＩＣＴ）を活用して、時間や場所を有効に活用できる柔軟な働き方です。

テレワークを活用すると、さまざまな生活スタイルに応じた働き方が可能となり、企業の生産性の向上にもつながります。しかし、テレワークには、労務管理やセキュリティの確保が難しいといった課題もあります。このため、厚生労働省では、労務管理上の留意点、テレワーク導入事例の紹介、導入企業の体験談など、テレワークに必要な情報に関するセミナーを、8月18日にオンラインで開催します。【事前申込制・参加無料】

セミナー終了後には、労務管理面や情報通信技術面で企業が抱える個別具体的な課題などについて、セミナー講師が直接アドバイスする「個別相談会」を実施します。個別相談連絡方法（電話またはWEB会議）はお申込み時のご指定下さい。

テレワークの導入を検討している、または導入後に課題を抱えている事業経営者、人事・労務管理などのご担当者は、ぜひご参加ください。

**【セミナー内容】**

- ・テレワーク導入事例の紹介
- ・テレワーク導入企業の体験談紹介（2社）
- ・テレワーク実施時の労務管理上の留意点
- ・情報通信技術面における留意点

**【開催】**

日時 8月18日（水）13:00～16:00 ※オンライン接続開始 12:50  
定員 200人

**【申し込み方法など詳細はこちら】**

厚生労働大臣表彰 輝くテレワーク賞（テレワークセミナーのご案内）  
<https://kagayakutelework.jp/seminar/>

---

**【トピック 13】「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催して**

います（参加無料）【再掲】

---

厚生労働省は、自営型テレワークのより一層の環境整備のための周知と啓発を図るため、「自営型テレワーク活用セミナー」を、オンラインで順次開催しています。  
【参加無料】

「自営型テレワーク活用セミナー」（※）は、「自営型テレワークの適正な実施のためのガイドライン」を理解することで、自営型テレワークを活用する発注者および仲介事業者と自営型テレワーカーが、トラブルを未然に防止し円滑に業務を進める目的としたセミナーです。ぜひご活用ください。

（※）会社に雇用されないで、請負契約などにより、主に自宅などでテレワークを行う方やそのような方へ業務委託をしたいと考えている事業者の方などに向けた説明会です。

【発注者・注文者など企業向け @ZOOM ウェビナー】

- 第2回 8月26日（木）
- 第3回 10月26日（火）
- 第4回 12月9日（木）
- 第5回 2022年2月3日（木）

※開催時間はすべて 14:00～17:00 です。

【自営型テレワーカー向け @ZOOM ウェビナー】

- 第2回 8月26日（木）
- 第3回 10月26日（火）
- 第4回 12月9日（木）
- 第5回 2022年2月3日（木）

※開催時間はすべて 10:00～13:00 です。

【お申し込み、詳細はこちら】

自営型テレワークに関する総合支援サイト  
<https://homeworkers.mhlw.go.jp/seminar/index.html#2021w>

---

**【トピック 14】「労働契約等解説セミナー2021」を、オンラインで開催しています  
(参加無料) 【再掲】**

---

厚生労働省は、労働者や事業主・人事労務担当者などを対象に、安心して働くための労使をつなぐルール「労働契約」に関するセミナーをオンラインで開催しています。【事前申込制・参加無料】

このセミナーでは、「労働契約法をはじめとした労働関係法令の基礎」、「無期転換ルール」、「副業・兼業の促進に関するガイドライン」について、基本的な事項を分かりやすく解説します。セミナー終了後には、労働時間や労働契約、無期転換ルールに関する個別相談会を開催します。

どなたでも参加できますので、ご関心をお持ちの方は、ぜひご参加ください。

**【開催期間】**

9月29日（水）まで

**【開催時間】**

- ・午前の部 セミナー 10:00～12:30  
個別相談会 12:30～13:30
- ・午後の部 セミナー 14:00～16:30  
個別相談会 16:30～17:30

※午前の部と午後の部はどちらも同じ内容です。ご都合のよい方にお申し込みください。

具体的な開催日や各回の申し込み締め切り日は、以下のホームページをご確認ください。

**【申し込みなど詳細はこちら】**

労働契約等解説セミナー2021

<https://public.lec-jp.com/laborContractExplanation/>

**【その他】**

「中小・小規模企業等向けセミナー」、「労働者向けセミナー」の開催や、講師の無料派遣依頼なども受け付けています。お申し込み、ご相談については、運営事務局宛てにメールでご連絡ください。

**【お問い合わせ】**

厚生労働省委託事業「労働契約等解説セミナー2021」運営事務局

株式会社東京リーガルマインド（委託先）

電話 03 (5913) 6085

E-Mail working-time@lec-jp.com

- 
- ★配信停止の手続き [https://mhlw.lisaplusk.jp/stop\\_form.php](https://mhlw.lisaplusk.jp/stop_form.php)
  - ★バックナンバー <https://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
  - ★登録に関するお問い合わせ <https://mhlw.lisaplusk.jp/contact.php>
  - ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」  
ヘリンク） <https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/getmail>
  - ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
  - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の人が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
  - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
  - 携帯メールなどには対応しておりません。
  - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
  - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより、引用、転載、複製を行うことができます。
-